

大田市補助金等交付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月1日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第47号

大田市補助金等交付規則等の一部を改正する規則

(大田市補助金等交付規則の一部改正)

第1条 大田市補助金等交付規則(平成17年大田市規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第6号及び様式第8号中「㊟」を削る。

(大田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成25年大田市規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「印」を削る。

(大田市特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第3条 大田市特定非営利活動促進法施行細則(平成20年大田市規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、「証する書面」及び「記載した書面」の次に「(所轄庁による住民基本台帳での確認を希望の場合、住民基本台帳の本人確認情報を利用する旨の意思を示す書面)」を加える。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、「証する書面」の次に「(所轄庁による住民基本台帳での確認を希望の場合、住民基本台帳の本人確認情報を利用する旨の意思を示す書面)」を加える。

様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

様式第5号の2中「印」を削る。

様式第6号から様式第10号までの規定中「㊟」を削る。

様式第 1 1 号中「㊟」を削り、「証する書面」及び「記載した書面」の次に「（所轄庁による住民基本台帳での確認を希望の場合、住民基本台帳の本人確認情報を利用する旨の意思を示す書面）」を加える。

（大田市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正）

第 4 条 大田市税に関する文書の様式を定める規則（平成 1 7 年大田市規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号その 2 及び様式第 5 号を次のように改める。

様式第4号 その2
(表)

島根県大田市 個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊦

市区町村コード		口座番号		加入者名					
3	2	2	0	5	9	01420-2-960027番		大田市会計管理者	
年 月分		指 定 番 号		納入金額(1)					
				円					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 〔一括徴収分を含む。〕		億 千 百 十 万 千 百 十 円					
		退 職 所 得 分		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					
		延 滞 金		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					
納期限	年 月 日		督 手 数 促 料		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8				
(2)		合 計 額		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					
		住所 又は 所在地		領 収 日 付 印					
(特別徴収義務者)		住所 又は 所在地		氏 名 又は 名 称					
		領 収 日 付 印							

上記のとおり領収しました (納入者保管)

島根県大田市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊦

市区町村コード		口座番号		加入者名					
3	2	2	0	5	9	01420-2-960027番		大田市会計管理者	
年 月分		指 定 番 号		納入金額(1)					
				円					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 〔一括徴収分を含む。〕		億 千 百 十 万 千 百 十 円					
		退 職 所 得 分		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					
		延 滞 金		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					
納期限	年 月 日		督 手 数 促 料		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8				
※は郵便官署において使用する欄です。		※ 日 計		口 円					
		合 計 額		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					
(特別徴収義務者)		住所 又は 所在地		氏 名 又は 名 称					
		領 収 日 付 印							

上記のとおり納入します。 (金融機関又は郵便局保管)

島根県大田市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード		口座番号		加入者名					
3	2	2	0	5	9	01420-2-960027番		大田市会計管理者	
年 月分		指 定 番 号		納入金額(1)					
8 8 8 8		8 8 8 8 8 8 8 8		円					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 〔一括徴収分を含む。〕		億 千 百 十 万 千 百 十 円					
		退 職 所 得 分		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					
		延 滞 金		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					
納期限	年 月 日		督 手 数 促 料		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8				
(2)		取りまとめ局		合 計 額					
		広島貯金事務センター (〒730-8794)		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					
(特別徴収義務者)		住所 又は 所在地		氏 名 又は 名 称					
		領 収 日 付 印		納					

上記のとおり通知します。(受付店→山陰合同銀行 大田支店(取りまとめ店)→大田市) (大田市保管)

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

(裏)

市 民 税 納 入 申 告 書											
大田市長 様											
年 月 日 提出											
年 月 分 人 員 人											
退 職 手 当 等 支 払 金 額											
十 億 千 百 十 万 千 百 十 円											
特 別 徴 収 税 額	市 民 税										
	県 民 税										
特 別 徴 収 義 務 者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
	法人番号又は個人番号										
(受 付 印)											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											

ご 注 意

- 左の納入申告書は、退職所得に係る市県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際には必ず記入して下さい。
 - 人 員：退職所得に係る住民税を納入する人員です。
 - 支払金額：退職所得に係る住民税を納入する人に支払った退職手当の金額です。
 - 特別徴収：退職所得に係る住民税で市民税額税 額 と県民税額との合計額は納入書(表 面)の退職欄の金額と同額になります。
- 月割額及び一括徴収税額については記入しないで下さい。

納付場所

相 続 人 代 表 者 指 定 届
(兼固定資産現所有者申告書)

〔 市県民税
軽自動車税 (種別割)
固定資産税・都市計画税 〕

年 月 日

大田市長 様

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出ます。また、下記被相続人が固定資産課税台帳に登録されている場合は、大田市税条例第74条の3に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

記

被相続人	フリガナ			死亡年月日	
	氏 名				
	住 所			※行政区	
兼現所有者 相続人代表者	フリガナ			被相続人との続柄	
	氏 名	(生年月日 年 月 日)			
	住 所	〒		※行政区	
	電話番号	— —	法人番号	— —	
(代表者以外の相続人) 現所有者	氏 名	住 所		被相続人との続柄	

- (注) 1. 自署により記入してください。
 2. 申告書は相続人(現所有者)全員で協議を調べてから提出してください。
 3. 申告書提出時には相続人(現所有者)代表者の本人確認書類を提示してください。また、郵送で提出される場合は本人確認書類の写しを添付してください。
 4. この申告書は相続を確定するものではありません。また、土地・家屋の登記情報を変更するものでもありません。相続登記に関しては法務局へお問い合わせください。

様式第20号中「押印し」を削る。
様式第24号を次のように改める。

様式第 2 4 号

第 号 納税管理人申告書 (税) 年 月 日 大 田 市 長 様 氏 名 (名 称) 個人番号又は 法人番号 下記の者を 税の納税管理人として定めましたから申告します。			
納 税 管 理 人	住(居)所	(電 話)	
	氏 名	職 業	
承 認 書 年 月 日 大 田 市 長 様 氏 名 納税者(特別徴収義務者)□□□□の納税管理人を承認しました。			

(注) 1. 自署により記入してください。

2. 申告者が法人の場合は氏名欄に「法人代表者印」を押印してください。

(大田市文化振興会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 大田市文化振興会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第107号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊦」を削る。

(大田市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正)

第6条 大田市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成17年大田市規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第11号中「㊦」を削る。

(大田市伝統芸能伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 大田市伝統芸能伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊦」を削る。

(大田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 大田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第9条中「に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長」を「を市長」に改める。

第11条中「借受人」を「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）」に改め、「及びこれに添えられた印鑑証明書」を削る。

様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第10号、様式第13号及び様式第16号中「㊦」を削る。

(大田市老人福祉法施行細則の一部改正)

第9条 大田市老人福祉法施行細則（平成17年大田市規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第4号、様式第15条、様式第21号、様式第26号、様式第27号及び様式第28号までの規定中「㊦」を削る。

(大田市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規

則の一部改正)

第10条 大田市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（平成17年大田市規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

（大田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第11条 大田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削る。

（大田市障害者自立支援給付規則の一部改正）

第12条 大田市障害者自立支援給付規則（平成24年大田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第21号中「㊟」を削り、「記名押印又は自筆による署名のいずれか」を「自筆による署名」に改める。

様式第25号及び様式第26号中「㊟」を削る。

様式第28号中「印」を削る。

様式第37号中「㊟」を削る。

（大田市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第13条 大田市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第89号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削る。

（大田市温泉津コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第14条 大田市温泉津コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第104号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削る。

（大田市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第15条 大田市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第106号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊦」を削る。

（大田市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 大田市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第115号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中「㊦」を削る。

（大田市生産物直売所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第17条 大田市生産物直売所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第123号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「㊦」を削る。

（大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第18条 大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第124号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中「㊦」を削る。

（大田市サンレディー大田の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第19条 大田市サンレディー大田の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第143号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「㊦」を削る。

（大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第20条 大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例施行規則（令和4年大田市規則第1号）の一部を次のように改正す

る。

様式第6号中「㊟」を削る。

(大田市都市公園条例施行規則の一部改正)

第21条 大田市都市公園条例施行規則(平成17年大田市規則第160号)の一部を次のように改正する。

様式第15号中「㊟」を削る。

(大田市営住宅条例施行規則の一部改正)

第22条 大田市営住宅条例施行規則(平成17年大田市規則第169号)の一部を次のように改正する。

様式第17号中「㊟」を削る。

(大田市排水設備改造工事資金融資あっせん及び利子補給に関する規則の一部改正)

第23条 大田市排水設備改造工事資金融資あっせん及び利子補給に関する規則(平成19年大田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏 名」を「氏 名」に、

「

氏 名	㊟
-----	---

」を

「

氏 名	
-----	--

」に、

「

商 号	㊟
-----	---

」を

「

商 号	
-----	--

」に

改める。

様式第11号中「㊟」を削る。

(大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する規則の一部改正)

第24条 大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する規則(平成17年大田市規則第198号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。